

## この国のあり方に関する研究会設置要綱

H 2 1 . 9 . 1 0

## 1 設置目的

全国知事会に「この国のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置し人びとが将来に希望を持ち、安心して暮らすことができる社会を再構築し、わが国の再生につなげるため、「この国のあり方」そのものについて議論を深め、政府や国民一般に広く明示していくことを目的とする。

## 2 組織及び構成等

## (1) 研究会の位置付け及び座長の選任等

①研究会は、あらかじめ研究会に参加を表明した知事をもって組織する。

②座長は、全国知事会会長が指名した知事とする。

③座長を補佐するため、座長が指名する座長代理を置くことができる。

## (2) 顧問の設置

有識者の中から、必要に応じ顧問を置くことができる。

## 3 研究会の運営

(1) 研究会は、研究会構成知事本人のおおむね 1 / 4 以上の出席をもって開催することとする。

(2) 会議は、知事本人による研究討議方式とし、非公開とする。

(3) 研究会に提出する案件は、開催日程調整後、原則として、研究会構成知事に送付するものとする。

なお、やむを得ず研究会に出席できない知事は、案件に対し、書面による意見を提出することができるものとする。

(4) 会議終了後、必要に応じ、座長又は座長代理は、記者会見を行い、会議の概要を発表するものとする。

## 4 設置期間

研究会の設置期間は、この要綱施行の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、協議により、必要に応じ延長するものとする。

## 5 事務

研究会の事務は、座長県と全国知事会事務局が協力して処理する。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、その他運用に必要な事項は、座長が別に定める。

## 7 施行

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 0 日から施行する。